

第58回農林水産省大臣官房経理課入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年9月21日)

開催日及び場所		平成22年7月8日(木曜日) 農林水産省共用第2会議室		
委員		片岡 勇(公認会計士) 五十嵐 徹(論説副委員長) 大森 秀昭(弁護士)		
審議対象期間		平成22年1月1日～平成22年3月31日		
審議対象案件		26件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
抽出案件		5件 うち、1者応札案件0件 (抽出率19%) (抽出率-%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件 (抽出率-%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			工事希望型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		変更契約	19件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		業務	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	指名競争		公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	4件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	随意契約		公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		その他の随意契約(不落随意契約)	0件 うち、1者応札案件-件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	

(特記事項) 特になし		
	意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員からの意見・質問、それに対する回答等		
委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし	

事務局：大臣官房経理課総務班

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

別 紙

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答 等
<p>(全体質疑)</p> <p>1 随意契約の様式に応札者の数という欄があるが、随意契約と応札者との絡みがよくわからない。これはどのように解釈したらよいのか。</p>	<p>1 書式の問題である。応札者の欄は、当初契約時の入札者のデータになっている。変更契約するときには、相手が決まっているので、その関係において随契だということ。</p>
<p>(1件目)</p> <p>1 総合評価の評価項目についてだが、経理課で定めている項目は農水だけで決めているわけではなく国交省なりと同じなのか。また、総合評価の対象が1件だけであるが、契約件数は例年こんなものか。</p>	<p>1 そのとおりである。また、総合評価による発注は1件である。年度末なので新しい発注は少なく、変更工事が増えてくる。</p>
<p>2 本案件の業者ランクはCとDだが、いくつに分かれているのか。</p>	<p>2 建築一式工事については、AからDランクに分かれている。Aランクについては予定価格が2億円以上の工事を対象にしている。工事種目毎の予定価格に応じて、ランクを決めている。ただし、そのランクの会社だけでは集まらないことが予想される場合はランクの上下に増やしている。</p>
<p>3 予定価格によって四つのランクから入札者を参加させるということだが、大きな業者が小さな工事を落札するということがあるのか。</p>	<p>3 工事の規模は予定価格で決まるので、基本的にはその工事に見合ったランクを入札条件に定めるとというのが基本。ただし、地方では、ひとつのランクだけでは参加者が集まらない場合があることから、なるべく多くの者に競争してもらわないと困るので、上のランクを入れている。その場合には、上のランクの業者が入札に参加することはあるが、工事の大きさから利益が薄いと想定される工事は入札に参加しない傾向にある。</p>
<p>4 公告方法で、当省掲示板、ホームページの他にどういった考えなのか。</p>	<p>4 この工事は、宿舎の改修であり、改修する建物は、独立行政法人の研究施設にあるので、そちらにも入札公告の掲示をお願いしている。</p>
<p>5 地元の掲示板ということか。</p>	<p>5 そのとおりである。地元の金谷の試験場のほうに公告を見に来る業者とかあるかもしれないので、掲示をお願いしている次第。基本的に経理課は国の仕事をやっているが、独立行政法人の宿舎は国が管理しているので、経理課が営繕工事の発注を行うという仕組みになっている。この工事は金谷にある独立行政法人の研究所の施設なので、地元で工事があれば、公告を見に来る業者もいるので、お知らせするようにしている。</p>
<p>6 入札経緯および結果の中の②の風評についても特に問題がないということを判断し</p>	<p>6 契約をする場合には契約保証というのが必要になる。それぞれブロックごとに建設</p>

たという理由として、地域の西日本保証会
社に確認したと説明されたが、これはどう
いうことか。

(2 件目)

- 1 入札金額に随分差がある。また、5 者応
札した中で4 者は予定価格を超えているが
問題は無いのか。
- 2 換気シャフトとは何か。
- 3 要するに吹き抜けみたいになっていると
ころか。
- 4 入札執行調書の記載で無効というのが1
者あるが、これはどういうことなのか。ま
た、辞退が多いが、これは何か特別な理由
があるのか、一般論として教えていただ
きたい。
- 5 業者の自主的な判断か。
- 6 この廃業というのは、リストに載ってい
ても廃業しているケースがあるというこ
とか。

(3 件目)

- 1 いったん落札された業者との変更契約な
ので、随意契約という流れは一般的にはわ
かるのだが、これは随意契約の法律上の根
拠との関係では、「どういう要件だから随
意契約」という説明になるのか。契約の性
質が競争を許さないということなのか。会
計法の規定との関係で、どういう説明に
なるのか。
- 2 私の質問の趣旨は、いったん入札が終
ったあとに工事を変更する必要があるとい
うことになって、本件は結構金額も大きい
ものだから、そういうかたちで運用されて
しまおうと、きちんとした入札が確保され
ないリスクがあるかなと考えたので、単純
に契約の目的が、競争を許さない場合として、

関係の保証会社があり、保証会社では、建
設会社の経営状況等の情報を持っている。
そのため、保証会社にその会社の経営状
況や賃金の未払いが無いか等の情報を確
認したところ問題がなかったということである。

- 1 本案件は、低入札価格調査を実施した。
請負予定会社から、見積書や施工体制等
を提出させて、ヒアリングを行い、施工
ができるかどうかを総合的に判断し、問題
がないということで契約を締結している。
- 2 換気シャフトは、換気するための空気を
外に排風するためのもの。
- 3 そのとおりである。
- 4 無効については、入札書に何か不備等あ
った場合に無効としている。辞退につい
ては、入札前に他の工事等が年度末など
で重重なっていたという理由で入札に参
加する意思がなく、辞退届が業者から提
出されたものと想定される。
- 5 自主的な判断である。最終的に8 者が
入札を行って、大洋建設が落札者になっ
ている。
- 6 有資格者名簿に載っているが、前月とか
近々に倒産等なり、当方から郵送した名
簿通知書が戻ってきた。その後電話でも
確認しているが、連絡が取れなかったの
で、廃業というか、たちで当方で記載し
ている。2 年に1 回資格登録しているが、
その間に経費状況が変れば、業者によ
って廃業されている場合がある。

- 1 会計法 29 条の 3 の第 4 項の「契約の性
質または目的が競争を許さない場合には
随意契約によるものとする」。これを適
用している。
- 2 設計変更に伴う契約変更の取扱というも
のを国交省も定めているが、例えば、変
更の見込額が全体の請負金額の 30 %
を超えると、基本的には別契約で競争
契約をするという通知を出している。

性質、目的が競争を許さないという解釈で、同じところに変更契約を随意契約としてしまうのは何の問題もないのかと、そういう疑問なのだが。

3 この場合は、工事が始まってから気が付いた設計の変更なのか。それとも、工事を始める前に業者から提案された都合があったので、工事を始める前にその変更をして、契約額を変更したということなのか。

4 変更が生じた時期によって、契約し直すとかはしないのか。また、設計変更について、国交省なりのマニュアルがあるのか。

5 了解した。変更の判断については、請負者側の判断ということなのか。契約後の変更が多いようだ問題であるが。

6 全省横断的なマニュアルはあるのか。

7 契約額の 30% 以下という一定の基準が設定されているということか。

8 地質調査を予めやっていたけれども、もう一度調査した結果で追加工事変更になったという説明だったと思うが、それがよくわからない。地質調査をやったのに駄目だというのは。

9 標準的な調査をしたけれども、それでは発見できない問題があとからわかったということか。

3 業者が決まって、施工が始まってからも、いろいろな事情により、設計変更を行う。

4 設計変更において、請負代金の 30% を超えるような場合には、よほど関連する工事内容でない限り、別件として発注する必要がある。本件のように、ひとつひとつが軽微なものについては、契約後に発生しているということなので、変更契約としていける。契約という意味からも契約が締結された後に、再度、契約を全部やり直すという訳にはいかないものと承知している。

5 現場の判断が全くなければいけないが、契約を締結している訳なので、発注側と請負者側でいろいろなものを検討しながら工事を進めていく。その中で現場が発注者相手を進めたい内容が契約変更が必要であるというものであれば、お互いの協議による変更手続を行えば、お互いになるので、現場の意見ですべて変更契約をするというものはない。

6 マニュアルはない。基本的には国土交通省と同じ考え方である。

7 そのとおりである。

8 我々発注者側は、発注する前にそんなにたくさんのお金をかけられない。要するに、ある程度の事前の準備はして仕様書を作る。「こういうかたちの工事をしてください」というものを発注するわけだが、やはり実際に中を調べるというのは、工事を始めるときに中を詳しくとらなければ、壁の中だけとか土の中とか、なかなかそこまでできない。かといって、そこはどの程度か事前の調査とか、そのコストの問題だと思いが、その場合もある程度こういふものには、そういうものが付いてまわると。経験的にある程度仕方がないというのを踏まえて、ある程度のこと、そのとおりにやる。そのとおりにやる。

9 そのとおりである。

10 もともと調査の結果によって、変更はありうるということを用意しているのか。

(4 件目)

1 民間企業の例では、修繕計画のようなものが建設した業者から提案され、時期になると、「点検してやったほうがいいですよ」とか、「価値が落ちますよ」というようなアドバイスがなされるが、国有財産には、点検や修繕についての定めはないのか。

2 この工事は、それに基づくものなのか。まったく別のものなのか。

(5 件目)

1 指名する場合のランク付けで、設計業者も三つぐらいに分かれているのか。

2 業者そのものは自分が何ランクかということを知っているのか。

3 その金額が 1,000 万円以下ということであれば、最初から 1,000 万円以下の予算額であるということは業者は知っていることになる。それにもかかわらず、例えばこの中だと、多いところだと 280 万円ぐらいの入札価格を付けているところがあるというのは、よく理解できない。

4 要するに、その気になれば自分のランクがどれぐらいの金額のものかというのわかるということか。

5 280 万円の入札価格を提示するということが自体がちょっとおかしいという感じもしないでもないが、何でこういうことが起こりうるのか。

6 調査基準価格は、「設定なし」とあるが、これはなぜか。

7 設計だからというわけではないのか。

10 そのとおりである。

1 壁は、足場を組まないと調査できない。担当者が現場に行って調査する内容は、あくまで目視だけである。一般のマンションでも最初は目視で何%ぐらいと想定し見積もりを行い、施工時に、実際の不具合を調査して、その調査結果に基づいて変更契約を行っている。基本的には、修繕については、小修繕から大規模修繕まで、いろいろな改修項目があって、修繕周期についても、例えば 10 年に 1 回とか 15 年に 1 回とか、ある程度の基準により修繕を行っている。

2 官庁施設には、保全に関する基準というものがあって、建物の定期点検は 3 年に一度となっている。その点検結果に基づいて、工事を行う場合もあるがこの案件は、見た目では危険な状態であったことから改修したものである。

1 そのとおりである。

2 わかっている。資格確認通知書にそれぞれランクを示している。そのハガキが経理課長名で送られるので、その業者がどのランクかは知っている。

3 当方が発注するとき、その予算額でランクを区分をしているので、何等級相応の工事だというのはわかる。

4 そのとおりである。

5 設計については、会社の企業努力によりこのような場合がある。

6 1,000 万円以下については、調査基準価格は設定しないことになっている。

7 そうではない。工事も 1,000 万円である。先ほどの 2 件の工事は 1,000 万円以上の工事なので、調査基準価格を設定している。

8 予定価格と比べてこんなに低くて大丈夫なのか。934万円なのに、288万円。

もちろん、設計についても、1,000万円以上だと調査基準価格を設定して調査を行う。

8 本体工事については、入札公告を行っているのだが、問題なく設計のほうは完了している。